

気候変動を踏まえた土佐湾沿岸海岸保全施設技術検討会

規 約（案）

（名称）

第1条 本会は、「気候変動を踏まえた土佐湾沿岸海岸保全施設技術検討会」（以下「検討会」）という。

（目的）

第2条 検討会は、気候変動を踏まえた海岸保全のあり方検討委員会により、令和2年7月に提言された「気候変動を踏まえた海岸保全のあり方」等を踏まえ、土佐湾沿岸の海岸保全施設における気候変動適応策の検討を行うとともに、技術的見地からの提言、助言を行うことを目的とする。

（検討内容）

第3条 検討会は、次の事項について検討を行う。

- 一 気候変動を考慮した計画外力の設定方法
- 二 上記を踏まえた防護水準（計画高潮位、設計波、設計津波等）および対策方針
- 三 その他委員会で必要と認めた事項

（構成）

第4条 検討会は別表－1に掲げる委員により構成する。

（委員長）

第5条 検討会は、委員の互選により委員長を置くものとする。

- 2 委員長は、会務を統括し、検討会の議長となる。

（会議）

第6条 検討会の運営、進行及び招集は事務局が行う。

- 2 検討会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

（事務局）

第7条 検討会の事務局は高知県港湾・海岸課及び高知河川国道事務所工務課において行う。

（情報公開）

第8条 検討会は公開で開催するとともに、議事録については会議後、速やかに公表する。

（雑則）

第9条 この規約に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、事務局が委員会に諮って決定する。

（付則）

この規約は令和4年9月7日から施行する。

所 属	氏 名
大阪大学 大学院工学研究科 地球総合工学専攻 准教授	荒木 進歩
高知工科大学 学長	磯部 雅彦
国土交通省 国土技術政策総合研究所 河川研究部 海岸研究室長	加藤 史訓
鳥取大学 工学部社会システム土木系学科 土木工学専攻 教授	黒岩 正光
高知工科大学 システム工学群 教授	佐藤 慎司
京都大学 防災研究所 防災社会システム研究分野 教授	多々納 裕一
高知大学 教育研究部自然科学系理工学部門 教授	原 忠
関西大学 環境都市工学部 都市システム工学科 准教授	安田 誠宏
事務局	高知県 港湾・海岸課 高知河川国道事務所 工務課
オブザーバー	高知港湾・空港整備事務所

五十音順・敬称略

令和4年9月